

船橋市居住支援協議会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、船橋市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

（目的）

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、船橋市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。
- 四 住宅確保要配慮者向けの空家の活用方策に関すること。
- 五 その他目的達成のために必要な事業。

（会員）

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

（事務局）

第5条 本会の事務局は、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会内に置く。

第2章 組織

（総会）

第6条 総会は、本会の最高議決機関であつて、毎年2回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があつた場合には、その都度臨時総会を開催する。

2 総会は、次の事項を評議議決する。

- 一 本会の事業計画及び予算に関すること。
- 二 本会の事業報告及び決算を承認すること。
- 三 会則の制定及び改廃に関すること。
- 四 部会の設置に関すること。
- 五 会員の変更に関すること。
- 六 その他本会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

（定足数等）

第7条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決

する。

- 2 総会に出席できない会員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計 1名
- 四 監事 2名

- 2 会長及び副会長は、部会の役員を兼務できる。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 三 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 四 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第4章 部会

(部会)

第11条 部会は会長が必要と認める場合に設置することができる。

- 2 部会長及び構成員は、会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括し部会を招集して議長となる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

第5章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、補助金、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行う。

(報告)

第16条 会計は、監事による会計監査を受けた後、総会で会計報告する。

第6章 その他

(秘密の厳守)

第17条 会員は、第3条の事業の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成29年5月 日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	会 員
学識経験者	小林 秀樹 中島 明子
宅地建物取引業者	一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会代表者 公益社団法人 全日本不動産協会代表者
居住支援団体	社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会代表者 船橋市民生児童委員協議会代表者 生活困窮者自立相談支援機関（船橋市保健と福祉の総合相談窓口）代表者
建築士関係団体	一般社団法人 千葉県建築士会代表者 公益社団法人 千葉県建築士事務所協会代表者
船橋市役所内関係部	建築部長 健康・高齢部長 福祉サービス部長